

新水道ビジョン・国の役割分担と実施方針について

(11)を除き、新水道ビジョン「第8章 関係者の役割分担」の国の部分の記載をもとに作成)

国の役割分担		実施方針
全体・共通	1)【実現方策への支援】 新水道ビジョンを取りまとめた立場から、重点的な実現方策全体に関し、取り組み主体を支援する。	25 年度に協議会を設置して、ロードマップを作成し、随時更新。
	2)【レビューの実施】 新水道ビジョンで示す内容について、適切な時期にレビューを実施する。	随時レビューを実施し、30 年度を目処に見直し。
	3)【都道府県水道ビジョン・水道事業ビジョン】 新水道ビジョンに示す理想像の具現化に向け、制度的対応及び財政支援・技術支援を中心とした施策体系の充実と関係する省庁等との連携を図りつつ、新水道ビジョンの内容が反映された新たな都道府県ビジョン、水道事業ビジョンが策定できるよう、必要な助言、取り組みなど支援を行う。	25 年度内に「策定の手引き暫定版」を作成し、都道府県と水道事業者への支援を実施。
制度的対応	4)【計画策定手法】 人口減少社会に対応した水道事業の計画策定手法について、事例等の整理を含め、検討し、提示する。	25 年度から検討を開始。基本的な方針については年度内整理。 26 年度には方針に沿って手続き等を進める。(基準、省令等)
	5)【認可要件点検】 水道事業の認可又は変更認可にかかる要件、審査内容等について再点検を行い、合理的な内容とする。	
	6)【事後審査制度】 水道事業にかかる事業(変更)認可又は届出のあった事業に対し、事後審査制度の在り方を検討し、導入を図る。	
	7)【生活用水確保方策】 水道未普及地域や過疎地域等の水道の布設による給水が困難な地域については、行政サービスの一環として、当該地域の住民が生活用水を確保できるよう関係行政機関と連携し、様々な方策を検討し、提示する。	25 年度から、当該地域の住民が生活用水を確保できるような様々な方策の検討を開始 26～27 年度には基本的な対策等を整理。
	8)【流域単位の広域推進】 水源を良好な環境に保つため、流域単位で広域的に保全を図る取り組みを推進する。	水循環基本法の動向を踏まえつつ、関係府省と連携しつつ取り組み内容を検討。
財政的支援	9)【国庫補助の重点化集約化】 重点的な実現方策を推進させる具体的な国庫補助事業を展開し、国庫補助対象事業の重点化、集約化を図ることで、施策体系を充実化する。	25 年度は国庫補助の今後の展開を厚労省内部で検討。 26 年度に行う次年度の予算要求から実施できるよう、耐震化事業にかかる国庫補助対象事業の見直し等を検討。
	10)【耐震化・更新の優先的推進】 将来的にさらに必要となる水道施設の耐震化や更新にかかる事業は、優先的に推進すべき事業もあるため、効果的な対象事業の設定に配慮していく。	
	11)【再エネ・省エネ促進】 環境省との連携による財政支援策(環境省計上)を拡充するなどにより、水道事業における再生可能エネルギー、省エネルギー対策等の導入を促進する。	平成 25 年度以降の環境省予算で対応。 随時調整を図りつつ推進。
技術的支援	12)【都道府県との連携・水道事業者への助言、支援】 新水道ビジョンで示す重点的な実現方策の実施に当たり、各種マニュアル等を整備し、当該マニュアル等が水道事業者等の関係者の取り組みを効率的に実施できるよう、都道府県等の関係行政機関と連携して水道事業の企画、経営、管理に関する総合的な助言などにより水道事業者等を支援する。	25 年度からマニュアルの統廃合に関する検討を開始。 26 年度には水道事業者が活用できるツールとして公表。
	13)【技術開発支援】 新しい水道技術に関する研究・開発を支援し、高度な技術の活用を目指す。	継続的に厚生労働科学研究費研究を進めるとともに、26 年度から技術研究開発支援ツール及び教育プログラムの検討を開始。
	14)【国際展開】 水に関する国際展開を支援し、高度な技術の活用を目指す。	継続的に水分野の国際展開と水ビジネスの案件発掘を推進。
	15)【水道水質管理の統合的アプローチ】 安全な水の供給により地域住民の信頼を得続けられるよう、水道事業者が水道水質管理の統合的アプローチを推進することをにに対して支援する。	継続的に水安全計画の策定支援を実施。流域単位の広域連携を行うブロック化を視野に、26 年度以降に改めて支援策を検討。
	16)【小規模水道等対策】 水道法規制対象外の小規模水道や飲用井戸等の施設については衛生確保対策徹底のため、都道府県等関係行政機関と連携し、安全対策に資する方策を示す。	26 年度から管理体制充実強化のためのベンチマーキング手法を検討し、28 年度までに推進。
	17)【耐震化事業推進】 強靱な水道を実現するため、水道事業者等における耐震化計画の策定や耐震化事業の速やかな推進を支援する。	25 年度から耐震性評価と耐震化計画策定指針の見直しに着手。 26 年度に改定。
	18)【広域化推進】 これらの推進が単独では難しい水道事業者にあっては、近隣水道事業者との連携による広域化の推進体制の強化なども支援する。	25 年度に発展的広域化の推進プログラムを整理。 26 年度から都道府県と連携しつつ推進。
	19)【アセットマネジメント】 持続可能な水道とするための事業アセスメントの必要性を踏まえ、全ての水道事業者においてアセットマネジメントの導入による資産管理が実践できる仕組みを関係者と連携しつつ構築する。	簡易支援ツールを 25 年 6 月に作成・公表。 25 年度以降、全ての水道事業者が実践できる仕組みを検討。

行政機関（都道府県）との連携推進（案）

行政機関（都道府県）との連携を図り、新水道ビジョンに掲げた都道府県の役割発揮に寄与できるよう取り組みを推進する。

■背景

新水道ビジョンにおいては、都道府県への役割として「①広域的な事業間調整機能」や「②流域単位の連携推進機能」を求めている。

都道府県は、厚生労働省と権限を分担している性格もあることから、水道行政としての各種情報の共有を図るとともに、各種方策の推進にあたって連携した取り組みを検討しつつ、水道事業者への適切な指導・助言、小規模貯水槽水道の管理強化等の水道行政の役割を一丸となって推進していく必要がある。

しかし、これまでの都道府県衛生行政部局との情報交換の場は、毎年度 1 回開催している「全国水道関係担当者会議」が主であり、その際には大臣認可水道事業者等も参加していることから、都道府県衛生行政担当者をターゲットとした意見交換・情報交換を拡充し、新水道ビジョンの考え方を踏まえた対応とすることが望ましい。

そこで、今年度からは、都道府県衛生行政担当者との新たな会議の場を設置することとし、そこで、新水道ビジョン推進協議会を補完する連携を図ることとする。

■新水道ビジョンにおける都道府県の役割を共有

都道府県衛生行政担当者との意見交換の場を設置

→ 平成 25 年度は、秋頃までに全国規模の会議を 1 回開催する。なお、地域ごとに開催されるブロック会議などへも適宜積極的に参加する。

平成 26 年度以降は、各地域での開催（又は既存のブロック会議に参画）も検討する。

→ 水道関係担当者会議についても従来どおり開催し、水道事業者も含めた会議の場とする。

■今年度の都道府県担当者との会議（案）

- ①新水道ビジョンの推進のための情報共有
- ②広域化推進のための取り組み方針の意見交換
- ③危機管理対策関係（水道の断減水報告の変更）について
- ④専用水道等の権限移譲に関わる現状確認
- ⑤消費税率の引き上げ等に関する取り扱い
- ⑥水道地図の電子化に関する意見交換

※発展的広域化については、特に重点的に新水道ビジョンの考え方の周知と意見交換を図ることを考えている。